

生物多様性条約とCOP10について

【生物多様性条約(CBD)の概要】

■ 経緯

- 1992・5 採択
- 1992・6 国連環境開発会議(UNCED)で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる利益の
公正で衡平な配分

■ 締約国数 191ヶ国 [ECを含む。米は未締結]

■ 条約事務局 モントリオール(加)

■ カルタヘナ議定書

生物多様性条約に基づき、バイオテクノロジーにより改変された生物が生物多様性の保全と持続可能な利用に及ぼす可能性のある悪影響を防止するための措置を規定。

■ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6 (オランダ・ハーグ)で採択

■ 生物多様性国家戦略

締約国は、条約第6条に基づき生物多様性国家戦略を策定。
わが国は2007年11月に第3次生物多様性国家戦略を閣議決定。

■ 締約国会議 (COP)

締約国会議 (Conference of the Parties: COP)は条約の実施等に関する意思決定を行う場。概ね2年に1度開催される。

【生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)・カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5)の日本開催】

2008年5月19日～30日にドイツ・ボンで開催された第9回締約国会議(COP9)において、COP10の2010年10月愛知県名古屋市開催が決定。

COP10の開催される2010年は、「2010年目標」の目標年であり、国連が定める「国際生物多様性年」でもある重要な節目の年。

■ COP10

- 期 間: 10月11日～15日(MOP5)
- 10月18～29日(COP10)
- 閣僚級会合 27日～29日

場 所: 愛知県名古屋市

■ COP10の大きなテーマ

- ・2010年目標の評価
- ・2010年以降の次期目標の採択
- ・ABSに関する国際的枠組みの検討完了